石狩市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年11月５日

石狩市選挙管理委員会委員長　白　井　　俊

石狩市選挙管理委員会規程第４号

石狩市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

石狩市選挙事務取扱規程（平成８年選挙管理委員会規程第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
目次	目次
第１章～第16章　略	第１章～第16章　略
第17章　補則（第134条－第136条）	第17章　補則（第134条－第137条）
附則	附則
（選挙人名簿用紙の印の刷込）	
第５条　法第20条の規定に基づき選挙人名簿に押す委員会の印は、刷込式とする。	第５条　削除
２　前項に規定する委員会の印は、別記第３号様式による。	
（投票所入場券の交付及び様式）	
第25条　委員会が、令第31条第１項の規定により選挙人に交付する投票所入場券の様式は、別記第28号様式による。	第25条　削除
（投票者数等の速報）	（投票者数等の速報）
第39条　投票管理者は、委員会があらかじめ指定する時刻ごとの投票者数、投票率等を別記第37号様式により開票管理者及び委員会に速報しなければならない。	第39条　投票管理者は、委員会が投票に関し別に通知する事項について、あらかじめ指定する時刻に開票管理者及び委員会に報告しなければならない。
（投票箱閉鎖後の送致目録）	（投票箱閉鎖後の送致目録）
第44条の14　投票管理者は、法第48条の２第５項の規定により読み替えて適用する法第55条の規定より期日前投票所を設ける期日の末日において、期日前投票所の事務がすべて終わったときは、直ちに投票箱等に別記第42号の12様式による送致目録を添付して、投票に関する書類とともに委員会に引き継がなければならな	第44条の14　投票管理者は、法第48条の２第５項の規定により読み替えて適用する法第55条の規定より期日前投票所を設ける期日の末日において、期日前投票所の事務がすべて終わったときは、投票箱等に別記第42号の12様式による送致目録を添付して、投票に関する書類とともに委員会に引き継がなければならない。

い。

2　略

（開票結果の報告）

第63条　開票管理者は、委員会の指定する時刻ごとに各公職の候補者の得票数を電話その他の方法により委員会に報告しなければならない。

2～3　略

（公職の候補者に関する通知等）

第81条　略

2　選挙長は、公職の候補者の届出又は推薦届出があった場合においては、直ちにその公職の候補者の住所地の市町村の長及び委員会（指定都市においては、区の長及び委員会）並びに本籍地の市町村の長（指定都市においては、区の長）に対し、別記第83号様式により必要な調査を依頼しなければならない。

（同時選挙における投票及び開票の順序の告示及び通知）

第96条　委員会は、法第122条の規定により同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序を定めたときは、別記第106号様式により告示するとともに、別記第107号様式により投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

（確認書の交付請求）

第121条　法第201条の９第１項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体が、確認書の交付の申請をしようとするときは、当該政党その他の政治団体の綱領、規約、役員名簿、最近の予算書及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条の規定による届出書の写しを添付しなければならない。ただし、市長の選挙期日の告示の日現在において、国会に議席を有する政党にあって

2　略

（開票結果の報告）

第63条　開票管理者は、委員会の指定する時刻ごとに各公職の候補者の得票数を委員会に報告しなければならない。

2～3　略

（公職の候補者に関する通知等）

第81条　略

2　選挙長は、公職の候補者の届出又は推薦届出があった場合においては、直ちにその公職の候補者の住所地の市町村の長及び委員会（指定都市においては、区の長及び委員会）並びに本籍地の市町村の長（指定都市においては、区の長）に対し、次に掲げる事項について必要な調査を依頼しなければならない。

(1)　住所

(2)　生年月日

(3)　法第11条第１項、法第87条及び法第252条に該当の有無

(4)　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条に該当の有無

(5)　その他必要と認める事項

（同時選挙における投票及び開票の順序の告示の様式）

第96条　委員会は、法第122条の規定により同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序を定めたときの告示は、別記第106号様式による。

（確認書の交付請求）

第121条　法第201条の９第１項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体が、確認書の交付の申請をしようとするときは、当該政党その他の政治団体の綱領、規約、役員名簿、最近の予算書及び政治資金規正法第６条の規定による届出書の写しを添付しなければならない。ただし、市長の選挙期日の告示の日現在において、国会に議席を有する政党にあっては、添付することを要しな

は、添付することを要しない。

（再立候補の場合の特例）

第136条　略

い。

（再立候補の場合の特例）

第136条　略

（様式）

第137条　この規程に定める様式のほか、この規程の施行に必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第２条第３項に規定する地方公共団体情報システムの標準化によるものとする。

２　この規程に定める様式について、必要があると認める場合においては、所要の補正を加えることができる。

別記第３号様式（第５条関係）

石狩市選挙管理委員会乃印

方１センチメートル

別記第３号様式　削除

別記第28号様式（第25条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">投票所入場券</td></tr>
<tr><td>名簿番号</td><td>頁　　番号</td><td rowspan="6">選挙人氏名　住所</td></tr>
<tr><td>バーコード</td><td></td></tr>
<tr><td>投票日時</td><td>自　午前　　時
年　月　日
至　午後　　時</td></tr>
<tr><td>投票所</td><td></td></tr>
<tr><td>受付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>投票用紙交付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">石狩市選挙管理委員会</td></tr>
</table>

備考　同日または同時選挙の場合にあっては，「用紙交付」欄を選挙ごとに分割するものとする。

別記第28号様式　削除

別記第36号様式（第39条関係）

送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　　投票管理者携行　　個
　内訳
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正副２通
　添付書類
　（1）　不在者投票に関する調書又はその抄本
　（2）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（3）　宣言書
　（4）　代理投票処理簿
　（5）　仮投票等の調書
　（6）　不在者投票及び在外投票不受理調書
　（7）　投票立会人引継書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票及び在外投票　　通
7　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（2）

上記目録のとおり送致いたします。
年　月　日

（石狩市開票区）開票管理者　　様

投票区投票管理者　　㊞

別記第36号様式（第39条関係）

年　月　日執行
選挙
送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　内訳
　　投票管理者携行　　個
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正１通
　添付書類
　（1）　不在者投票に関する調書又はその抄本
　（2）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（3）　代理投票処理簿
　（4）　代理投票者
　（5）　宣言書
　（6）　仮投票等の調書
　（7）　不在者投票及び在外投票不受理調書
　（8）　投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒使用等報告書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票及び在外投票　　通
7　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票事務処理事項書
（2）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（3）　投票立会人引継書
（4）　投票管理者引継書
（5）

上記目録のとおり送致いたします。
年　月　日
（石狩市開票区）開票管理者　　様

投票区投票管理者　　印

別記第37号様式（第39条関係）

投　票　者　数　等（速　報）

（　　時　　分現在）　　投票区

区分 / 男女別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率％	摘　要
男					
女					
計					

備考　投票率は％以下２位までとし、３位以下四捨五入すること。

別記第37号様式　削除

別記第42号の12様式（第44条の14関係）

送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　　投票管理者携行　　個
　内訳
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正副２通
　添付書類
　（1）　期日前投票に関する調書又はその抄本
　（2）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（3）　宣言書
　（4）　代理投票処理簿
　（5）　仮投票等の調書
　（6）　期日前投票及び在外投票不受理調書
　（7）　投票立会人引継書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（2）　何

上記目録のとおり送致いたします。

年　　月　　日

石狩市選挙管理委員会委員長　　様

期日前投票所投票管理者　　印

別記第42号の12様式（第44条の14関係）

年　　月　　日執行
選挙

送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　内訳
　　投票管理者携行　　個
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正１通
　添付書類
　（1）　投票用紙等使用報告書
　（2）　代理投票処理簿
　（3）　不在者投票に関する調書又はその抄本
　（4）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（5）　宣言書
　（6）　仮投票等の調書
　（7）　不在者投票及び在外投票不受理調書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（2）　投票事務処理事項書
（3）

上記目録のとおり送致いたします。

年　　月　　日

石狩市選挙管理委員会委員長　　様

期日前投票所投票管理者　　印

別記第42号の13様式（第44条の14関係）

送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　　投票管理者携行　　個
　内訳
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正副２通
　添付書類
　（1）　期日前投票に関する調書又はその抄本
　（2）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（3）　宣言書
　（4）　代理投票処理簿
　（5）　仮投票等の調書
　（6）　期日前投票及び在外投票不受理調書
　（7）　投票立会人引継書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（2）　何

上記目録のとおり送致いたします。

年　　月　　日

（石狩市開票区）開票管理者　　様

石狩市選挙管理委員会委員長　　印

別記第42号の13様式（第44条の14関係）

年　　月　　日執行
選挙

送　致　目　録

1　投票箱　　個
2　投票箱のかぎ　　個
　内訳
　　投票管理者携行　　個
　　投票立会人携行　　個
3　投　票　録　　正１通
　添付書類
　（1）　投票用紙等使用報告書
　（2）　代理投票処理簿
　（3）　不在者投票に関する調書又はその抄本
　（4）　在外投票に関する調書又はその抄本
　（5）　宣言書
　（6）　仮投票等の調書
　（7）　不在者投票及び在外投票不受理調書
4　選挙人名簿（又は抄本）　　冊
5　在外選挙人名簿（又は抄本）　　冊
6　その他投票に関する書類及び物品
（1）　投票箱に何も入っていないことの確認記録書
（2）　投票事務処理事項書
（3）

上記目録のとおり送致いたします。

年　　月　　日

（石狩市開票区）開票管理者　　様

石狩市選挙管理委員会委員長　　印

別記第42号の14様式（第44条の16関係）

年　月　日執行　選挙投票用紙、仮投票用封筒使用報告書

期日前投票所投票管理者　　印

区分	受領数	使用数	差引残数	内訳	
				未使用分	汚損分
投票用紙	枚	枚	枚	枚	枚
点字投票用紙					
仮投票用封筒					

別記第42号の14様式（第44条の16関係）

投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒使用等報告書

期日前投票所投票管理者　　印

1　投票用紙、仮投票用封筒

区分	受領数	使用数	差引残数	内訳	
				未使用分	汚損分
投票用紙	枚	枚	枚	枚	枚
点字投票用紙					
仮投票用封筒					

※投票用紙使用数は、投票調の「投票者」欄と一致する。（不在者投票を含めた投票者）

2　不在者投票用封筒

区分	送致のあった数 ①	不受理の決定を受けた数 ②	拒否の決定を受けた数 ③	開封済の数（①－②－③）	
				外封筒	内封筒
投票所を閉じる時刻までに送致のあった投票					
投票所を閉じる時刻を過ぎてから送致のあった投票					
計					

別記第57号様式（第62条関係）

その１（有効投票点検票）

候補者氏名（名簿届出政党等の名称）・票数

有効投票点検票

開票管理者	有効	無効	審査係	
			集計係	
			得票計算係	

開票立会人の意見	有効		無効	

備考　「開票管理者」及び「開票立会人の意見」については、それぞれの該当欄に押印すること。

その２（無効投票点検票）

無効事由・票数

無効投票点検票

開票管理	有効	無効	審査係	
			集計係	
			得票計算係	

開票立会人の意見	有効		無効	

備考　「開票管理者」及び「開票立会人の意見」については、それぞれの該当欄に押印すること。

別記第57号様式（第62条関係）

その１（有効投票点検票）

候補者氏名（名簿届出政党等の名称）・票数

有効投票点検票

開票管理者	有効		点検票添付班		疑問審査班	
	無効		確認班		読取班	
			集計班			
開票立会人の意見	有効					
	無効					

その２（無効投票点検票）

無効事由・票数

無効投票点検票

開票管理者	有効		疑問審査班	
	無効		読取班	
			集計班	
開票立会人の意見	有効			
	無効			

別記第74号様式（第80条関係）

選挙長告示第　　号

年　　月　　日執行の　　選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

年　　月　　日

選　挙　長

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレスのウェブ
	年 月　日						満歳			
	年 月　日						満歳			
	年 月　日						満歳			

備考

1　「届出の別」の欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。

2　通称使用認定をした候補者については、「候補者氏名」の欄は、通称のみを記載すること。

3　届出に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数20を超える場合は、令第88条第４項の規定による略称を「（略称）何何」と記載すること。

4　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

別記第74号様式（第80条関係）

選挙長告示第　　号

年　　月　　日執行の　　選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

年　　月　　日

選　挙　長

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	一のインターネット等のアドレス
	年 月　日						満歳			
	年 月　日						満歳			
	年 月　日						満歳			

備考

1　「届出の別」の欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。

2　通称使用認定をした候補者については、「候補者氏名」の欄は、通称のみを記載すること。

3　届出に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数20を超える場合は、令第88条第４項の規定による略称を「（略称）何何」と記載すること。

4　「一のインターネット等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のインターネット等のアドレスを記載することができる。

別記第79号様式（第81条関係）

第　　号
年　　月　　日

石狩市長　　様
（石狩市選挙管理委員会委員長　　）

選　挙　長　　印

候　補　者　の　届　出　に　つ　い　て

年　　月　　日執行の　　選挙における候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第１項の規定により通知します。

記

届出受理番号			
届出年月日			
届出の別			
候補者氏名（戸籍名）			
性別			
本籍			
住所			
生年月日（満　歳）			
党派（略称）			
職業			
一のウェブサイト等のアドレス			

別記第79号様式（第81条関係）

第　　号
年　　月　　日

石狩市長　　様
（石狩市選挙管理委員会委員長　　）

選　挙　長　　印

候　補　者　の　届　出　に　つ　い　て

年　　月　　日執行の　　選挙における候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第１項の規定により通知します。

記

届出受理番号			
届出年月日			
届出の別			
候補者氏名（戸籍名）			
性別			
本籍			
住所			
生年月日（満　歳）			
党派（略称）			
職業			
一のインターネット等のアドレス			

別記第82号関係（第81条関係）

その１

第　　号
年　　月　　日

投票区投票管理者　　様
（（石狩市開票区）開票管理者　　）

石狩市選挙管理委員会委員長　　印

候補者の届出について

年　　月　　日執行の　　選挙における候補者として、次のとおり届出があった旨選挙長から通知があったので、公職選挙法施行令第92条第11項の規定により通知します。

記

届出受理番号			
届出年月日			
届出の別			
候補者氏名（戸籍名）			
性別			
本籍			
住所			
生年月日（満　歳）			
党派（略称）			
職業			
一のウェブサイト等のアドレス			

別記第82号関係（第81条関係）

その１

第　　号
年　　月　　日

投票区投票管理者　　様
（（石狩市開票区）開票管理者　　）

石狩市選挙管理委員会委員長　　印

候補者の届出について

年　　月　　日執行の　　選挙における候補者として、次のとおり届出があった旨選挙長から通知があったので、公職選挙法施行令第92条第11項の規定により通知します。

記

届出受理番号			
届出年月日			
届出の別			
候補者氏名（戸籍名）			
性別			
本籍			
住所			
生年月日（満　歳）			
党派（略称）			
職業			
一のインターネット等のアドレス			

別記第83号様式（第81条関係）

第　　号

年　月　日

市（区）（町）（村）長　　様

（市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長）

選　挙　長　　印

候補者に関する調査について

年　　月　　日執行の　　選挙において、貴市（区）（町）（村）に住所（本籍）を有する候補者として届出のあった次の者について、資格調査に関し必要がありますので、別紙調査書により調査の上、直ちに回答願います。

なお、当該回答の内容について、　　年　　月　　日（選挙会の期日）までに異動があったときは、その旨直ちに連絡願います。

記

届出受理番	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
	年 月　日						満歳		

（別紙調査書１）　（住所地の市区町村の長に対するもの）

年　　月　　日執行　選挙候補者調査書

氏名		
住所		
現住所に住所を定めた年月		

別記第83号様式　削除

（別紙調査書２）　（住所地の市区町村の委員会に対するもの）

年　　月　　日執行　選挙候補者調査書

氏名	該当の有無						
	法第11条関係	法第87条関係	法第88条	法第89条関係	法第103条	法第104条関係	法第252条

（法とは、公職選挙法をいう。）

（別紙調査書３）　（本籍地の市区町村の長に対するもの）

年　　月　　日執行　選挙候補者調査書

氏名		
性別		
本籍		
生年月日		
戸籍法の適用の有無		
公職選挙法第11条の規定に該当の有無		
公職選挙法第252条の規定に該当の有		

備考　この様式により難い場合は、適宜の様式により調査の依頼をすることができる。

別記第107号様式（第96条関係）

第　　号
年　　月　　日

投票区投票管理者　　様
（ 石狩市開票区）開票管理者　　）

石狩市選挙管理委員会委員長　　印

同時選挙における投票（開票）の順序について

年　　月　　日執行の　　選挙及び　選挙との同時選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序（開票の順序）を、次のとおり定めたので通知します。

記

1　選挙の投票（開票）
2　選挙の投票（開票）

別記第107号様式　削除

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別記第74号様式、別記第79号様式及び別記第82号様式の改正　令和９年３月１日

(2) 前号に掲げる改正以外の改正　公布の日